

東社協福祉施設経営相談室だより

No.117(全5枚)

平成28年8月1日

社会福祉法改正の来年度施行に向けた 定款変更認可申請の準備と秋の理事会・評議員会

東京都福祉保健局指導監査部指導調整課長名で社会福祉法改正に伴う定款変更認可申請手続きについて（依頼）（平成28年7月15日付）事務連絡が東京都所管の社会福祉法人に通知されています。

これは、6月20日付で厚生労働省社会・援護局福祉基盤課から発出された「社会福祉法人制度改革における社会福祉法人定款例（案）について」の事務連絡をもとに、円滑に定款変更認可を行うため、まず定款案を審査し、法人と調整した後、正式に定款変更認可申請書を提出する趣旨で、東京都から通知されたものです。

- 1 10月頃までに「定款変更認可」の申請書（案）の提出が必要です。
（⇒用意する書類：変更後定款（変更箇所アンダーライン）と現行の定款のみ）
- 2 理事会・評議員会で定款の一部改正を諮ることが必要です。
- 3 2では、国の正式な通知前なので軽微な修正がありうることを説明し、それを議事録に残すことが必要です。
- 4 10月に国の正式な通知が出ます。国の通知が出た後に、「定款変更認可」申請を正式に提出します。
（⇒用意する書類：申請書、理事会・評議員会議事録、変更後定款のみ）
- 5 年内に認可が下りた後、評議員選任・解任委員会を設置し、年度内に評議員（任期：平成29年4月1日～）を選任することが必要。

事務連絡の別紙の「社会福祉法改正に伴う定款変更認可申請手続きについて」では、国の通知が発出される10月頃までに①申請書（案）を提出すること、国の通知等の発出後、②申請書の提出を行うこと、とされています。

さらに会計監査人の設置対象となる法人については、現在、社会保障審議会福祉部会で報告のあった事業活動計算書におけるサービス活動収益（平成27年度決算）が10億円以上を基準として、該当する社会福祉法人は、会計監査人の設置を想定したもので定款の作成を行うこと、とされています。

また、この中で、理事会及び評議員会議事録記載例が示されています。

(1) 所轄庁の変更がない場合

第〇号議案 定款一部変更の件

厚生労働省より社会福祉法の改正に基づく定款例が示され、それに準拠した定款変更を行う旨、及び今後必要に応じて行政庁の指示に従い、軽微な修正があり得る旨の説明があり、全員異議なくこれを了承した。

※会計監査人の設置対象となる可能性のある法人は、「会計監査人の設置対象となる可能性があるため、定款に会計監査人について記載しているが、政令で定める要件のより、当該法人が会計監査人の設置対象から外れた場合は、会計監査人についての記載は定款から削除する旨の説明があり、全員異議なくこれを了承した。」旨の内容を加えること。

(2) 所轄庁の変更も同時に行う場合

第〇号議案 定款一部変更の件（所轄庁の変更）

社会福祉法改正により当法人の所轄庁が関東信越厚生局から東京都に変更となる。それに伴い定款の変更が必要になる旨の説明があり、全員異議なくこれを了承した。

第〇号議案 定款一部変更の件

厚生労働省より社会福祉法の改正に基づく定款例が示され、それに準拠した定款変更を行う旨、及び今後必要に応じて行政庁の指示に従い、軽微な修正があり得る旨の説明があり、全員異議なくこれを了承した。

※会計監査人の設置対象となる可能性のある法人は、「会計監査人の設置対象となる可能性があるため、定款に会計監査人について記載しているが、政令で定める要件のより、当該法人が会計監査人の設置対象から外れた場合は、会計監査人についての記載は定款から削除する旨の説明があり、全員異議なくこれを了承した。」旨の内容を加えること。

定款変更の日程

10月まで

- 定款案を東京都に提出する。(下記①②③)
- 理事会・評議員会を開催し、了承を得る。(下記の④)
- 議事録を作成する(東京都の通知を参照)。(下記④)

10月中(予定)

- 発出された政省令を元に定款を変更する箇所があれば変更する。(下記⑤)

10月後半から11月
年内(予定)

- 所轄庁に定款変更の申請を行う。(下記⑥)
- 定款変更の認可(下記⑦)

3月までに

- 定款が認可された後、新定款に基づき、評議員選任・解任委員会を設置し、新評議員を選任する。(下記⑧)
- 理事会・評議員会で、認可された定款を報告する。(下記⑨)

事務連絡の内容等について東京都福祉保健局指導監査部に確認しました。

例えば、秋と3月に理事会・評議員会がある法人では、以下のような流れが考えられます。

- ① 法人で定款例を基に新定款案を検討する。
- ② 定款案がまとまったら、新・旧の定款を東京都へ提出する(郵送で可)。
- ③ 都は、新定款の内容を審査し、法人と調整する。
- ④ 調整後法人は、なるべく早く(遅くとも10月までに)以下の事項について理事会・評議員会を開催する。

(ア) 定款例をもとに定款変更の件を理事会・評議員会で説明する(この時に評議員選任・

解任委員会の細則も定められれば、定めておく)。

(イ) 今後、発出される政省令により、定款の変更があることを理事会・評議員会の了承を得る。

(ウ) 会計監査人については、対象となる場合は、定款に記載をするが、10月に出される政省令によっては、削除する旨の説明を理事会・評議員会で行う。

(エ) 上記(ア)から(ウ)3点の確認を理事会・評議員会で了承してもらい理事会・評議員会の議事録に記載する(前述の記載例)。

- ⑤ 10月に発出された政省令をもとに定款を変更する箇所があれば変更する。
- ⑥ 所轄庁に定款変更の申請を行う。
- ⑦ 所轄庁から定款変更の認可がおりる
- ⑧ 新定款をもとに評議員選任・解任委員会を設置し、新評議員の人選をすすめる。
- ⑨ 3月までの年度内に開催される理事会で、変更した定款を報告する。

「定款施行細則」(案)「評議員選任・解任委員会細則」(案)について

7月15日付東京都指導監査部指導調整課長発事務連絡では、定款施行細則の提出は求められてはいません。

なお、定款細則(案)と評議員選任・解任委員会細則(案)については、東社協で東京都と協議をし、作成中です。確認ができましたら、ご案内をする予定です。

定款変更認可の準備に関するお問合せ先

東京都所轄法人 東京都福祉保健局 指導監査部 指導調整課 社会福祉法人担当
電話 03(5320)4044

※東京都事務連絡(平成28年7月15日付)は、東京都の所轄法人並びに区市の所管担当部署に通知されています。

＜東京都社会福祉協議会 経営相談室＞ TEL03-3268-7170

*本相談室へのご相談には k_soudan@tcsw.tvac.or.jp をご利用ください。

社会福祉法改正に伴う定款変更認可申請手続きについて (ア517)

1 提出書類

定款変更認可申請を円滑に行うため、国の通知が発出される10月頃までに①申請書(案)を提出すること。また、国の通知等の発出後、②申請書の提出を行うこと。

なお、会計監査人の設置対象となる法人については、現在、社会保障審議会福祉部会で審議されているところであるが、まだ国より政令が発出されていない。そのため、社会保障審議会福祉部会で報告のあった事業活動計算書におけるサービス活動収益(平成27年度決算)が10億円以上を基準として、該当する社会福祉法人は、会計監査人の設置を想定したもので定款の作成を行うこと。

<p>①申請書(案)の提出</p> <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更後定款(変更箇所はアンダーラインを入れること) ・現行の定款 <p>②申請書の提出(国の通知発出後)</p> <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・理事会及び評議員会議事録 ・変更後定款(初回で出した変更箇所のアンダーラインを外したもの)
--

2 提出方法

郵送のみ(社会福祉法改正に伴う定款例のみの変更の場合は来庁のアポイントは必要としない。)

3 理事会及び評議員会議事録記載例

(1) 所轄庁の変更がない場合

第〇号議案 定款一部変更の件

厚生労働省より社会福祉法の改正に基づく定款例が示され、それに準拠した定款変更を行う旨、及び今後必要に応じて行政庁の指示に従い、軽微な修正があり得る旨の説明があり、の説明があり、全員意義なくこれを了承した。

※会計監査人の設置対象となる可能性のある法人は、「会計監査人の設置対象となる可能性があるため、定款に会計監査人について記載しているが、政令で定める要件により当該法人が会計監査人の設置対象から外れた場合は、会計監査人についての記載は定款から削除する旨の説明があり、全員異議なくこれを了承した。」旨の内容を加えること。

(2) 所轄庁の変更も同時に行う場合

第〇号議案 定款一部変更の件（所轄庁の変更）

社会福祉法改正により当法人の管轄庁が関東信越厚生局から東京都に変更となる。それに伴い定款の変更が必要になる旨の説明があり、全員異議なくこれを了承した。

第〇号議案 定款一部変更の件

厚生労働省より社会福祉法の改正に基づく定款例が示され、それに準拠した定款変更を行う旨、及び今後必要に応じて行政庁の指示に従い、軽微な修正があり得る旨の説明があり、全員異議なくこれを了承した。

※会計監査人の設置対象となる可能性のある法人は、「会計監査人の設置対象となる可能性があるため、定款に会計監査人について記載しているが、政令で定める要件により当該法人が会計監査人の設置対象から外れた場合は、会計監査人についての記載は定款から削除する旨の説明があり、全員異議なくこれを了承した。」旨の内容を加えること。

※議案をひとつにまとめて可。

(3) 記載における注意事項等

- ・定款例に従い定款を作成すること。
- ・変更に対応する条文を理事会等議事録本文には記載しないこと。どうしても記載する必要がある場合は別紙にて新旧対照表を作成すること。
- ・今回の対応は社会福祉法改正に基づく定款変更認可申請を円滑に行うための臨時的措置であり、今後同様の対応は行わない。
- ・事業追加等、社会福祉法改正対応以外の定款変更がある場合は、今回の例外の対応ではなく通常通りの申請とすること。